

## 伝染予防看護におけるマスク記載の変遷

鈴木 紀子

国際医療福祉大学 小田原保健医療学部看護学科

イギリスの医師ジェフリーズ (Julius Jeffreys, 1800-1877) によって開発されたマスクが日本に紹介されたのは、遅くとも1877 (明治10) 年と云われている。1880 (明治13) 年7月9日、「伝染病予防規則」(太政官布告第34号) が交付され、内務省は同規則の必要性に併せて「伝染病予防法心得書」を制定、伝染病対策として清潔法、摂生法、隔離法、消毒法の4項目が示された。

1885 (明治18) 年、職業看護婦の教育が有志共立東京病院看護婦教育所の設立によって始まった。職業看護婦は、伝染病の患者隔離政策において必要不可欠な存在であった。そのような時代背景の中、本研究では医学書や看護書におけるマスクの記載に着目し、伝染予防対策におけるマスクの効用に関する認識の変遷について考察する。尚、研究対象とする期間は、日本でペストが発生した明治中期から、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) の指導による看護教育内容が示された、第二次世界大戦直後の1948 (昭和23) 年までとする。

1897 (明治30) 年、ペストと猩紅熱が加わり8種で「伝染病予防法」が公布された。その2年後、1899 (明治32) 年に初めて日本でペストが発生し、大阪市では医師用マスク (レスピラートル呼吸子) を用意し対応した。翌1900 (明治33) 年に刊行された石神亨編、北里柴三郎訳『ペスト増補2版』(丸善) の第14章「ペスト」治療論、乙本病治療法、看護法ノ注意 (95頁) には、「『ペスト』肺炎患者ニ近接スル者ハ何人ヲ問ハズ必ズ「デスピラートル」又ハ綿花ヲ以テ鼻及口ヲ被覆シ且眼鏡ヲ用フ可シ」と記載がされている。

この記載後、ペスト患者への伝染予防看護として、「口及び鼻を覆う」という記述が書かれるようになる。1901 (明治34) 年発行油川太嘉著『八種伝染病看護法』の後編「百斯篤病看護法」には、「肺百斯篤患者ノ如ク咳嗽咯痰アル者ノ看護ニ従事スル者ハ、呼吸器ヲ用ヒ脱脂綿ヲ〔ガーゼ〕ニ包ミケル者ヲ其内面ニ貼シ、屢々交換スヘシ。鼻孔ニハ脱脂綿花ヲ填充シ、又数次更新シ尚防腐の含嗽剤ヲ以テ含嗽スヘシ」と口を覆うものの材質や扱いについて、具体的に説明がされている。

桜井女学校付属看護婦養成所の第一期卒業生である大関和 (1858~1932) は、1899年に『派出看護婦心得』(中庸堂書店) を刊行するが、その第1版に「口及び鼻を覆う」ことの記載はない。しかし1910 (明治43) 年の第3版には、「看護婦は呼吸器を用い特別に仕立てたる腕、脚、並に下腿の露出せざる様の看護衣を纏ひ護謨の手袋を用ひます。病室に出入の度毎に消毒を受けます。」と、「呼吸器を用いること」、つまり「マスク」の着用、手袋や予防衣で看護にあたるようにと、具体的な伝染予防対策に内容が変更されている。

肺ペスト予防法として、口と鼻を覆う方法が推奨され、マスクとの名称での記載が確認できるのは、1925 (大正14) 年刊行、田中武助編『近世看護学教科書・下巻』(東京産婆看護婦学校発行) である。同書には、「眼鏡を以て眼を保護し、マスクを以て呼吸器を保護する」と記載されている。このマスクへの記載の変化は、1918 (大正7) 年8月下旬から発生したスペインインフルエンザの流行によって、一般人へもマスク着用が広がったことや、マスクの商品化、病院での使用の普及などの背景があったと考えられる。

1948 (昭和23) 年、総司令部社会保健福祉部看護課看護課長グレース・イー・オルトからの指示で翻訳され刊行された太田千鶴夫訳『伝染性疾患看護学』(上巻) には、マスクについての説明が書かれている。その説明には、「咳嗽の出るデフテリア、若くは無責任な又は非常に多量に呼吸器系の咯痰を出す結核患者を看護する人々の外は、マスクを用いることは必ずしも必要ではない」と書かれており、マスクの効果に関しては、終戦直後においても、その有効性が根拠を以て説明されていなかったことが確認された。